

作成・問い合わせ：吉田町役場 産業課  
TEL：0548-33-2121  
E-mail：[sangyou@town.yoshida.shizuoka.jp](mailto:sangyou@town.yoshida.shizuoka.jp)

※この資料は国の事業説明資料を基に作成しています。  
※事業の詳細は農林水産省のHPを確認ください。

## 国の経済対策関連事業

# スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業のお知らせ

国の令和3年度補正予算で、新たにスマート農業機械の導入を支援する事業が創設されます。

## 1 事業概要（農業 畜産は別途）

事業内容	主な事業実施主体	要件・補助率等（抜粋）
一括発注タイプ	①農業者の組織する団体（コンソシアムなど） ②農業者（1者で5台一括発注）	要件： <u>見積価格が定価より10%以上低下</u> <u>成果目標達成</u> 、1モデル当たり取得5台以上 1台当たりの総受益者3者以上 補助率：1/2以内（1受益者当たり300万円、最大1,000万円） *ただし、加工・業務用野菜に取り組む場合等は2/3以内（1受益者当たり300万円、最大1,500万円）
技術サービス支援	一括発注タイプに取り組む者	要件：一括発注タイプに取り組む者 補助率：定額（補助上限は上記と同じ）
共同利用タイプ	農業者、農業者の組織する団体	要件：導入した1台を <u>2者以上</u> で共同利用 <u>成果目標達成</u> 補助率：1/2以内（補助上限100万円）

※その他、農業支援サービス導入タイプがあります。

※上記の「モデル」とは、メーカーが定めカタログ等に示している同一の型式が付された機械群を指す。但し、①同一メーカー、②機種が同じ、③全てメーカー希望小売価格が存在、④全型式の価格でメーカー希望小売価格より10%削減していれば、モデルの要件を満たす。

## 2 補助対象機械一覧

- ①自動操舵装置（自動操舵装置を搭載する機械本体は対象外）②草刈機（自律走行式又はリモコン式のみ）
- ③農業用無人車（自律走行又はリモコン式で運搬用又は防除用のみ）④ロボット摘採機・中切機
- ⑤野菜又は花きの乗用収穫機又は収穫ロボット ⑥RTK 基地局（制御に要する機械と同時導入に限る）
- ⑦ドローン（ハイブリット型かつ少なくとも施肥に取り組む場合に限る）

## 3 成果目標と採択基準

事業内容	成果目標	採択基準
一括発注タイプ 共同利用タイプ (共通)	成果目標：農業所得増加、労働時間削減、面積拡大（各10点満点） 加算事項： <u>機械導入価格低減</u> （10点満点）、加工・業務用野菜、水田畑地化、輸出拡大（各3点）	左の成果目標と加算事項からポイントを算出し、ポイントの高い順に予算の範囲内で採択

※一括発注タイプの要件及び加算事項の「導入価格低減」とは、メーカー希望小売価格（税抜き且つオプションや配送料等を含めない本体価格）から削減することを指す。但し、メーカー希望小売価格が明らかでない場合は、過去3者分の販売価格の平均を削減前に価格とする。

⇒①申請時にメーカー希望小売価格又は過去3者分の販売価格が分かるものを提出

⇒②仕様がないオプションや配送料等、機械本体以外に係る価格は補助対象外

## 4 事業の流れと事業要望調査等

※ **事業の流れ**；国 ⇄ 県 ⇄ **事業実施主体**

※事業要望調査は、「令和3年12月23日町締切（事業完了は令和3年度中）」と「令和4年3月（事業完了は令和4年度）」の2回が予定されています。なお、事業要望時には事業計画が固まっている必要があります。

【上記12月23日町締切の場合のスケジュール】

